

ひたちなか市議会 災害時対応マニュアル

平成25年11月7日確認
議会改革推進特別委員会

市域において地震・津波・風水害・原子力災害など、大規模な災害が発生したとき、または発生するおそれがある場合、議員及び事務局は、「ひたちなか市議会災害時対応マニュアル」に基づき行動するものとする。

内 容	議 員・事 務 局 の 対 応
<p>正・副議長参集 事務局職員参集</p>	<p>①ひたちなか市域に震度6弱以上の地震が発生したとき。 ②茨城県に大津波警報が発表されたとき。</p> <p>対応：<u>正・副議長及び議会事務局職員（全職員自主参集）は、直ちに事務局に参集する。（第1次参集：正・副議長）</u></p>
	<p>①市域に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ②茨城県に津波警報が発表されたとき。 ③風水害の発生及び那珂川氾濫のおそれがあるとき。 ④原子力災害が発生したとき。 ⑤「市警戒体制本部」が設置されたとき。 ⑥「ひたちなか市災害対策連絡会議」が設置されたとき。 ⑦「ひたちなか市危機管理対策本部」が設置されたとき。 ⑧「国民保護対策本部」が設置されたとき。</p> <p>対応：<u>議会事務局長は、正・副議長へ状況を報告するとともに、必要に応じて参集を依頼する。（第1次参集：正・副議長）</u></p>
	<p>①事務局職員参集については、市職員参集基準による自主参集または待機、及び事務局長指示による。</p> <p>◇自主参集：第1次動員及び担当避難所（津田公民館）</p> <p>②事務局職員は、事務局長の指示の下、市の災害応急対応業務及び事務局業務にあたる。</p> <p>③直ちに参集できない状況にある場合は、事務局長に連絡し指示を仰ぐ。</p>
<p>議員の安否（所在）の確認と連絡体制の確立</p>	<p>①事務局は、議員の安否（所在）を、自宅電話、ファックス、携帯電話、メール等により確認する。</p> <p>②議員は、上記同様に何らかの方法で速やかに安否（所在）を事務局へ連絡する。同時に、事務局との相互連絡が取れるよう、常に所在（連絡手段）を明確にしておく。</p>

<p>被害情報の収集と提供</p>	<p>①議長は、必要に応じ、市災害対策本部に出席し、被害状況等の把握に努める。</p> <p>②事務局長は、市災害対策本部から情報を収集する。</p> <p>③事務局は、収集した情報を議長の指示のもと議員に提供する。</p> <p>④議員は、議長から招集の指示がない限り、地域での支援活動等に協力する。同時に、被害状況の調査・情報収集を行い、必要に応じて事務局を通し議長へ連絡する。</p> <p>⑤議長は、それぞれ議員から得た情報を精査し、市災害対策本部へ伝達・要請するとともに災害対策の支援を図る。</p>
<p>「ひたちなか市議会災害対策支援会議」の設置及び議員の招集、会議の開催</p>	<p>①議長は、状況に応じて「ひたちなか議会災害対策支援会議」を設置する。</p> <p>②議長は、被害状況の把握、情報の共有化に努めるとともに、今後の災害対策等を協議するため、各会派（諸派を含む。）の代表者を招集（第2次参集）し、市議会災害対策支援会議幹部会を開催する。また、各会派の代表者は同一会派の議員へ情報の伝達を図る。</p> <p>③議長は、被害状況の報告や今後の対応を協議するため、全ての議員を招集（第3次参集）し、市議会災害対策支援会議を開催する。</p> <p>※ひたちなか市議会災害対策支援会議設置規程による</p> <p>④市議会災害対策支援会議は、協議した結果を市災害対策本部へ伝達・要請するとともに、情報の共有を図り円滑な災害対策の支援を図る。</p>
<p>市議会へ参集するときの注意</p>	<p>①議長より招集を受けた議員（2，3次参集）は、自身の安全を優先に防災服などを着用するとともに、雨具・防寒具やヘルメット、手袋、ライト、ラジオ、筆記用具などの用具を携行し、個人で食料、飲料水等を準備の上、徒歩、自転車、バイクを利用して参集する。</p> <p>②議員は参集するにあたり、途中、被害の状況を記録するなど情報収集を行い、支援会議に報告する。</p> <p>③状況により参集できない議員は、その旨を議長に報告し、地域での支援活動等に協力するとともに情報収集を行う。</p>

備 考

事務局への連絡方法（順位）・・・ 事務局職員も同様

①電話

②携帯電話からのメール

③携帯安否情報の活用（災害伝言板等）

④最終手段＝MC A無線・・・ 無線は、各避難所に配置